

事 務 連 絡

平成 30 年 3 月 12 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当部局 御中
中 核 市

厚生労働省老健局老人保健課

介護老人保健施設及び介護医療院における死亡診断書（死体検案書）の取扱いについて

日頃より、介護保険行政にご協力いただきお礼申し上げます。

今般、平成 30 年 4 月 1 日より、別添のとおり、死亡診断書（死体検案書）の様式が変更されることとなりました。

これに伴い、平成 30 年 4 月 1 日より当面の間、介護老人保健施設において、死亡診断書（死体検案書）の記載を行う場合については、これまでと異なる運用が求められることとなります。具体的には、新様式の死亡診断書（死体検案書）における「施設の名称欄」について、施設の名称に続けて、カツコ内に介護医療院、介護老人保健施設の施設種別を記載することとなります。

また、平成 30 年 4 月 1 日より創設される介護医療院についても、見直し後の介護老人保健施設における死亡診断書（死体検案書）の取扱いと同様となります。

つきましては、改正内容や当面の取扱いについて、御了知の上、貴管内の介護老人保健施設に周知を図られますようお願いいたします。